

◆ 「中小企業」の定義

業種別に会社の規模が異なります。

業 種	資本の額又は出資総額	常時使用する従業員数
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3 億円以下	300 人以下

なお、業種の分類は次のとおりです。

卸売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 0（各種商品卸売業） 中分類 5 1（繊維・衣服等卸売業） 中分類 5 2（飲食料品卸売業） 中分類 5 3（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類 5 4（機械器具卸売業） 中分類 5 5（その他の卸売業）
サービス業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 6（各種商品小売業） 中分類 5 7（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類 5 8（飲食料品小売業） 中分類 5 9（機械器具小売業） 中分類 6 0（その他の小売業） 中分類 6 1（無店舗小売業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 6（飲食店） 中分類 7 7（持ち帰り・配達飲食サービス業）
小売業	大分類 G（情報通信業）のうち 中分類 3 8（放送業） 中分類 3 9（情報サービス業） 小分類 4 1 1（映像情報制作・配給業） 小分類 4 1 2（音声情報制作業） 小分類 4 1 5（広告制作業） 小分類 4 1 6（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類 K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類 6 9 3（駐車場業） 中分類 7 0（物品賃貸業） 大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 5（宿泊業） 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業）※ただし、小分類 7 9 1（旅行業）は除く 大分類 O（教育、学習支援業） 大分類 P（医療、福祉）

	大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業＜他に分類されないもの＞）
製造業、建設業、運輸業その他の業種	上記以外のすべて

また、「常時使用する従業員」には、正社員はもちろん、パート、アルバイト等であっても2か月以上働いている場合には基本的に含まれるものと考えべきでしょう。一方、会社役員及び個人事業主は「常時使用する従業員」には当たりません。

◆ 「役員や従業員」「暴力団関係者」の定義

● 「役員や従業員」

代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等。

● 「暴力団関係者」

- ① 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
- ② 暴力団員（暴力団の構成員）
- ③ 暴力団関係者（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）

したがって、役職や立場を問わず、企業の中に1人でも上記の暴力団関係者がいれば、協力金の給付を受けることはできません。また、将来にわたっても必要な要件であるため、協力金の給付を受けるために一旦会社からその者が離れても、その後に復職する場合は、協力金の給付を受けることはできません。